

第14条 この内規の改正は、研究科委員会の議を経て大学院委員会の承認を得なければならない。

附則 この内規は、昭和59年4月1日から施行する。

附則 この内規は、平成12年4月1日から施行する。

附則 この内規は、平成21年4月1日から施行する。

附則 この内規は、平成22年4月1日から施行する。

12. 大学院学生の休学に伴う授業科目の履修および単位認定の取扱いについて

1. 休学した年度の第1学期及び休学を終えた年度の第2学期に修得した授業科目の単位は、それぞれの年度に修得したものとする。
2. 休学した年度の第1学期に履修していた通年の授業科目については、休学前に継続履修願を提出し、休学を終えた年度の第2学期に、その授業科目を継続して履修することが認められた場合、通年で履修したものとする。
3. 休学を終えた年度の第2学期に履修する授業科目の履修届は、9月末までに提出するものとする。
4. 休学に伴う授業科目の履修及び単位の認定に関する事務は、学生センター教務課が行う。
5. この取扱いの改正は、研究科委員会の議を経て大学院委員会の承認を得なければならない。

附則

この取扱いは、昭和59年4月1日から施行する。

附則

この取扱いは、平成21年4月1日から施行する。

附則

この取扱いは、平成22年4月1日から施行する。

13. 他大学大学院の授業科目の履修について

本学大学院と他大学大学院との間で締結された協定に基づき、他大学大学院の授業科目を履修することができる。詳細については、各研究科の履修規定を参照のこと。

14. 図書館司書資格取得について

学習院女子大学との協定に基づく科目等履修生制度を利用することにより、図書館法施行規則で定める司書となる資格を取得することができる。学習院女子大学が開設する司書課程科目の履修を希望する学生は、下記のこと留意すること。

- ①司書課程の科目を履修できるのは、学部2～4年次生および大学院生である。
- ②4月上旬に学習院女子大学で開催される「司書課程ガイダンス」に必ず出席すること（履修開始年度のみ）。
- ③履修が許可された場合、図書館司書課程履修費を納入すること（窓口は学習院女子大学）。なお、科目等履修生の選考料、登録料、履修料は免除される。また、履修が許可された科目の取消しはできないので注意すること。
- ④司書課程免許状は、修了式（3月20日）当日、本学学生センター教務課で交付する。
- ⑤在学中に単位の一部を修得したものの、司書資格を取得できなかった場合、学習院女子大学の科目等履修生として残りの単位を修得することにより、資格を取得することができる。ただし、この場合は下記の「事務取扱い窓口のご案内」にかかわらず、すべての業務の窓口が学習院女子大学となる。また、選考料・登録料・履修料等の費用が必要となる。

*学習院女子大学との協定に基づく科目等履修生制度に関わる事務取扱いは、下記のとおり本学学生センター教務課と学習院女子大学とで分担して行っている。

本学学生センター教務課で行う業務	学習院女子大学で行う業務
<ul style="list-style-type: none"> ・ 出願要項・願書の配付 ・ 願書の受付 ・ 履修許可の結果発表 ・ 成績表の交付（年2回） ・ 司書課程免許状の交付（修了時） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 履修ガイダンスの開催 ・ 図書館司書課程履修費の徴収 ・ 身分証明書の発行 ・ 成績証明書の発行 ・ 司書資格取得証明書の発行 ・ 休講等各種連絡事項の掲示

15. 教職課程の科目の履修について

本学では、卒業後、中学校または高等学校、中等教育学校の教員になろうとする者を対象として、教育職員免許法に定める単位を修得するための教職課程を設置している。

大学院生は学部生と履修方法が異なるため、履修を希望する場合は教職課程事務室に相談すること。その際に指示された書類を提出の上、4月上旬に行われる「教職課程履修ガイダンス」に必ず出席すること。

16. 博物館に関する科目の履修について

本学では、卒業後、博物館学芸員になろうとする者を対象として、博物館法第5条に定める学芸員となる資格を取得するための「博物館に関する科目」を設置している。資格取得には、学士の称号に加え所定の単位を修得することが条件となっている。

大学院生については、学部生と履修の手続きが異なる場合があるため、履修を希望する場合は4月上旬のガイダンス前までに学芸員課程事務室に確認の上、「博物館に関する科目履修ガイダンス」に出席すること。また履修についての詳細は、学芸員課程事務室発行の「学芸員課程の手引」を参照すること。

授業料の減免について

平成20年度から新たな授業料減免制度*ができています。
対象は、

所定単位を修得したうえで3年を超えて在学する
博士後期課程の学生
です。

※これまでどおり、休学や留学の場合も授業料は減免されます。

【問い合わせ窓口】
学生センター教務課